

大分県報

平成三十年
号外（三七）
三月三十日

（金曜日）

目次

訓令 甲

臨時的任用職員に関する規程の一部改正……………一

訓令 甲

大分県訓令甲第四号

本庁
地方機関

臨時任用職員の管理に関する規程（昭和三十七年大分県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広瀬貞

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第四条及び第五条を次のように改める。

（任用）

第四条 臨時任用職員を任用しようとする所属長は、公募を行い、応募があつた者について選考を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 公募を行った結果、有効な応募がなかつた場合又は公募による選考を行った結果、職務遂行に必要な能力を有すると認められる者がいなかった場合
- 二 設置される職が、必要とされる知識、経験、技能等の内容又は任用の緊急性等の事情により、公募によりがたいと人事課長が認める場合
- 三 設置される職が、技術職種等専門職種であつて、人事課長が作成する名簿から選考す

る場合

- 2 臨時任用職員として任用されることを希望する者は、臨時任用職員申込書（第一号様式）により、申込みを行わなければならない。
- 3 選考は、書類審査、面接その他必要と認める方法を用いて所属長が実施し、臨時任用職員任用選考評価票（第一号様式の二）により評価するものとする。
- 4 所属長は、選考の結果適当と認めたときは、臨時任用職員任用内申書（第二号様式）により、部局長に内申するものとする。
- 5 部局長は、前項の規定による内申を適当と認めたときは、辞令（第三号様式）を所属長を経由して本人に交付するものとする。

第五条 削除

第六条第一項中「長期臨時職員」を「臨時任用職員」に、「六月以内」を「六月を超えない範囲」に改め、同条第二項中「これを」を「六月を超えない範囲で」に改め、同条第三項から第五項までを次のように改める。

3 任用期間（前項の規定により任用期間が更新された場合にあつては、更新後の残りの任用期間）を六月未満とされた臨時任用職員については、任用又は更新の日から六月を超えない範囲で任用期間を延長することができる。

4 所属長は、臨時任用職員の任用期間を延長し、又は更新するときは、臨時任用職員任用期間延長通知書（第六号様式）又は臨時任用職員任用期間更新通知書（第七号様式）を本人に交付するものとする。

5 所属長は、臨時任用職員の任用期間を延長し、又は更新したときは、臨時任用職員任用期間延長・更新報告書（第八号様式）により、延長又は更新が行われた日から二週間以内に部局長に報告しなければならない。

第六条第六項を削る。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条中「長期臨時職員」を「臨時任用職員」に、「採用後」を「任用後」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（退職）

第八条の二 臨時任用職員は、任用期間の満了によつて当然退職するものとする。

2 臨時任用職員は、やむを得ない事由があるときは、任用期間満了前に退職願（第九号様式の二）により退職を申し出ることができる。

3 前項の退職願は、退職しようとする日の二週間前までに所属長に提出しなければならない

い。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

4 所属長は、第二項の退職願を受理したときは、臨時的任用職員退職内申書（第九号様式の三）に同項の退職願を添付し、部局長に内申するものとする。

5 部局長は、前項の規定による内申を適当と認めたときは、辞令（第三号様式）を所属長を経由して本人に交付するものとする。

第九条を次のように改める。

（再度の任用）

第九条 現に臨時的任用職員として任用されている者及びかつて臨時的任用職員であつた者が、第四条第一項の公募に応募することは妨げない。

第十一条第一項中「まで」の下に「（以下「給与期間」という。）」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 臨時的任用職員が、一日の勤務時間の一部について勤務しないときは、その日の属する月の給与から、勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額する。この場合において、勤務しなかつた時間数は、その給与期間の全時間数によつて計算するものとし、その時間数に一時間未満の端数を生じたときは、その端数が三十分以上のときはこれを一時間とし、三十分未満のときはこれを切り捨てる。

第十二条に見出しとして「（手当）」を付する。

第十三条に見出しとして「（旅費）」を付する。

第十五条に見出しとして「（勤務時間）」を付する。

第十六条に見出しとして「（年次有給休暇）」を付し、同条第一項を次のように改める。

所属長は、任用後二月を経過した臨時的任用職員に対し、残りの任用期間一月（一月未満の端数は、切り上げる。）につき一日の割合で算出した日数の年次有給休暇を付与しなければならない。

第十六条第二項から第四項までを次のように改める。

2 所属長は、臨時的任用職員の任用期間が延長され、又は更新されたときは、当該臨時的任用職員に対し、任用の日から延長又は更新後の任用期間の末日までを任用期間として前項の規定により算定した年次有給休暇の日数から、同項の規定により付与した年次有給休暇の日数を控除した日数の年次有給休暇を付与しなければならない。ただし、次項の規定により年次有給休暇を付与する場合は、この限りでない。

3 所属長は、任用期間の延長又は更新により任用後の任用期間が六月を超えることとなる臨時的任用職員に対し、十日から前二項の規定により付与した年次有給休暇の日数を控除した日数の年次有給休暇を付与しなければならない。

4 前三項の規定にかかわらず、かつて臨時的任用職員であつた者で総務部長が定めるものに対する年次有給休暇の付与の時期及び日数については、別に定める。

第十六条第五項中「有給休暇」を「年次有給休暇」に改め、同条第六項から第十項までを削る。

第十六条の二に見出しとして「（部分休業）」を付し、同条第一項中「臨時的任用職員」を「所属長は、臨時的任用職員」に改め、同条を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（年次有給休暇以外の休暇）

第十六条の二 所属長は、臨時的任用職員に対し、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

2 所属長は、臨時的任用職員（別表第二の二の項に掲げる場合にあつては任用期間（任用期間が延長され、又は更新された場合は、任用の日から延長又は更新後の任用期間の末日までの期間。別表第二において同じ。）が六月以上と定められた臨時的任用職員に、同表の十三の項及び十四の項に掲げる場合にあつては知事部局の職に引き続き在職している期間が六月以上の臨時的任用職員に限る。）に対し、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。ただし、同表の七の項、十三の項及び十四の項に掲げる場合にあつては、一時間を単位として使用した無給の休暇を日に換算する場合には、七時間四十五分をもつて一日とする。

第十七条に見出しとして「（身分証明書）」を付し、同条中「臨時的任用職員は、」を「所属長は、臨時的任用職員の」に、「所属長を経由し、人事課長あて」を「部局長宛て」に改める。

第十九条第一項中「採用した」を「任用した」に改め、同条第二項中「採用する」を「任用する」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

第二十一条を次のように改める。

（臨時的任用職員台帳の整備等）

第二十一条 部局長は、臨時的任用職員台帳（第十号様式）を備え付けて、臨時的任用職員の現況を常に明確にしておかなければならない。

2 部局長は、臨時的任用職員台帳の写しを総務部長の指示するところに従い提出しなければならない。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第十六条の二関係）

区 分	休暇の期間
一 選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める時間
二 風水震災その他非常災害により交通が遮断された場合	その都度必要と認める日又は時間
三 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	その都度必要と認める日又は時間

別表第二（第十六条の二関係）

区 分	休暇の期間
一 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
二 前項に定めるもののほか、負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	任用期間において第十六条第一項から第四項までの規定により付与した年次有給休暇の合計日数を超えない範囲でその都度必要と認められる期間
三 生理日の勤務が著しく困難な女性職員が生理休暇を請求した場合	その都度必要な期間
四 妊娠中又は出産後一年以内の女性職員が、母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第十条に規定する保健指導又は同法第十三条第一項に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満二十三週まで四週間に一回、満二十四週から満三十五週まで二週間に一回、満三十六週から分べんまで一週間に一回、産後一年までその間に一回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）、一回につき一日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間
五 妊娠中の女性職員が、従事する業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、休息し、又は補食する場合	その都度必要と認める時間

六 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて一時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間
七 妊娠中の女性職員が妊娠障害のため勤務することが困難である場合	十四日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間
八 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合	出産日までの申し出た期間
九 女性職員が出産した場合	出産日の翌日から八週間を経過する日までの期間（出産後六週間を経過した職員から就業について請求があり、かつ、医師が支障がないと認めるときを除く。）

十 生後満一年に達しない子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）第十条第一項第二号の表の備考二において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び十三の項において同じ。）を育てる臨時的任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	一日一時間又は一日二回各三十分
--	-----------------

十一 臨時的任用職員が、職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十三条の二第一項に規定する要介護者（十四の項において「要介護者」という。）の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合	一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
---	-----------------------------

十二 臨時的任用職員の親族が死亡した場合で、当該臨時的任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	正規職員の例により必要と認められる期間
--	---------------------

十三 小学校就学の始期に達するまでの子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第四十号）	任用期間において五日（小学校就学の始期に達するまでの子を二人以上養育する場合にあつては、十日）を
---	--

平成三十年三月三十日

大分県報号外（訓令甲）

別表第二の十九の項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。）を養育する臨時的任用職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）又はその子の母子保健法第十二条若しくは第十三条に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添いのため勤務しないことが相当であると認められる場合	超えない範囲内でその都度必要と認められる日又は時間
十四 要介護者の介護その他の総務部長が定める世話をを行う臨時的任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	任用期間において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）を超えない範囲内でその都度必要と認められる日又は時間

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

臨時的就任職員申込書

写真
(3×4cm)

業務内容
(職种)

勤務場所
(事業所名)

年 月 日記入

フリガナ氏 名

性 別

男・女

生年月日

年 月 日 (歳)

電話番号

住所

〒

—

（通勤手段： 所要時間： 分）

学 歴

年 月

資格・免許

〔パソコンスキル〕
・Word又は一太郎
(仕事等で頻繁に使用・使える程度・使ったことがない)

・Excel
(仕事等で頻繁に使用・使える程度・使ったことがない)

志望動機

その他申告事項

【欠格事由に関する申告】
以下の地方公務員法第16条に定める任用の欠格事由に該当しない場合は、
右の□に印を記入してください。

□

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
・大分県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章（罰則）に規定する罪を犯し刑に処せられた者
・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第一号様式の次に次の二様式を加える。

第1号様式の2（第4条関係）

（表）

臨時的任用職員任用選考評価票

所 属

業務内容

氏 名

性 別

生年月日

選考年月日： 年 月 日

書 類 選 考 （ 一 次 選 考 ）	評 価 項 目	主 な 着 眼 点	評 価 者		特 記 事 項			
			審査者(1) 3～1	審査者(2) 3～1				
選 考 （ 一 次 選 考 ）	1	経 歴	職務遂行上望ましい経歴を有しているか。					
	2	資格・免許	職務遂行上望ましい資格・免許を有しているか。					
	3	志望動機	熱意や意欲を感じられるか。					
	4							
選 考 （ 一 次 選 考 ）	評 価（得点）基準		3	2	1	得点	得点	合計得点
			最適 ← 適 → 可			点	点	点
	その他特記事項							
	一次選考結果		順 位		合 否	合 格 ・ 不 合 格		
選 考 （ 一 次 選 考 ）	審査者（1）	職氏名						(印)
	審査者（2）	職氏名						(印)
	職氏名							(印)

※ 業務内容に応じて適宜評価項目を追加すること。

(裏)

選考年月日： 年 月 日

評価項目	主な着眼点	評価		特記事項
		審査者(1) 5～1	審査者(2) 5～1	
1 態度	真面目で落ち着いているか。			
2 責任感	分かれやすく、的確に答えているか。			
3 倫理観	自らの行動、決定に責任を持とうとしているか。			
4 積極性	公務員として倫理観に欠けることはないか。			
5 自主性	積極的・主体的に取組む姿勢が見られるか。			
6 協調性	前向きな意見や考えか、向上心をもっているか。			
7 知識	人間関係をうまくつくれているか。			
8 技術	ストレスに耐えられそうか。			
9 評価 (得点)	基準 5 4 3 2 1 優れている ← 適 → 劣っている	得点 点	得点 点	合計得点 点
その他				
特記事項				
面接選考結果	順位 /			
審査者(1) 職氏名		(印)		
審査者(2) 職氏名		(印)		
その他選考				
評価項目	主な着眼点	評価		特記事項
1		審査者(1) ～	審査者(2) ～	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
158				
159				
160				
161				
162				
163				
164				
165				
166				
167				
168				
169				
170				
171				
172				
173				
174				
175				
176				
177				
178				
179				
180				
181				
182				
183				
184				
185				
186				
187				
188				
189				
190				
191				
192				
193				
194				
195				
196				
197				
198				
199				
200				
201				
202				
203				
204				
205				
206				
207				
208				
209				
210				
211				
212				
213				
214				
215				
216				
217				
218				
219				
220				
221				
222				
223				
224				
225				
226				
227				
228				
229				
230				
231				
232				
233				
234				
235				
236				
237				
238				
239				
240				
241				
242				
243				
244				
245				
246				
247				
248				
249				
250				
251				
252				
253				
254				
255				
256				
257				
258				
259				
260				
261				
262				
263				
264				
265				
266				
267				
268				
269				
270				
271				
272				
273				
274				
275				
276				
277				
278				
279				
280				
281				
282				
283				
284				
285				
286				
287				
288				
289				
290				
291				
292				
293				
294				
295				
296				
297				
298				
299				
300				
301				
302				
303				
304				
305				
306				
307				
308				
309				
310				
311				
312				
313				
314				
315				
316				
317				
318				
319				
320				
321				
322				
323				
324				
325				
326				
327				
328				
329				
330				
331				
332				
333				
334				
335				
336				
337				
338				
339				
340				
341				
342				
343				
344				
345				
346				
347				
348				
349				
350				
351				
352				
353				
354				
355				
356				
357				
358				
359				
360				
361				
362				
363				
364				
365				
366				
367				
368				
369				
370				
371				
372				
373				
374				
375				
376				
377				
378				
379				
380				
381				
382				
383				
384				
385				
386				
387				
388				
389				
390				
391				
392				
393				
394				
395				
396				
397				
398				
399				
400				
401				
402				
403				
404				
405				
406				
407				
408				
409				
410				
411				
412				
413				
414			</	

第2号様式（第4条関係）

臨時的任用職員任用内申書

第 年 月 日 号

殿

所 属 長



下記のとおり職員の臨時的任用を行いたいので、発令されるよう内申します。

記

- 1 任用しようとする職
勤務課 所 名
職務内 容 等
予算の 状 況
- 2 被代替職員について
被代替職員職氏名
欠員となる理由
欠員となる期間
年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 任用しようとする者
職 名 臨時的任用職員（ ）
職 氏 名
日 給 額 円
任 用 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 面接意見について
面接担当者職氏名
仕事に対する熱意
業務に対する適性
県職員としての適否
その他特記事項等
有 無
適 適
適 ・ 不
適 ・ 適
- 5 添付書類
① 臨時的任用職員申込書
② 健康診断書（要胸部エックス線撮影）
③ 臨時的任用職員任用選考評価票

第三号様式を次のように改める。

第3号様式（第4条、第8条の2関係）

辞 令

(氏名)

(発令事項)

年 月 日
大分県知事



第五号様式を次のように改める。
第5号様式 削除

第六号様式中「長期臨時職員任用期間延長通知書」や「臨時的任用職員任用期間延長通知書」に改める。

第七号様式中「長期臨時職員任用期間更新通知書」や「臨時的任用職員任用期間更新通知書」ひ「下記」や「地方公務員法等」ひ「別に辞令を用いずに解職します」や「当然退職します」に改める。

「
☐ 地方公務員法第22条第2項後段及び職員の任用に関する規則第21条
☐ 職員の配偶者同行休業に関する条例第10条第1項後段
☐ 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項後段
」
や
に
改
め
る
。

第八号様式中「臨時職員任用期間延長・更新報告書」や「臨時的任用職員任用期間延長・更新報告書」ひ「事務補助、試験研究補助」や「事務、試験研究」ひ「××号台風災害対応、産育休代替、〇〇調査集計補助」や「産育休代替、病休代替」に改める。

注 委嘱状用紙によることとする。

第9号様式(第8条関係)

四
五
六

第九号様式の次に次の二様式を加える。

私は、地方公務員法等の規定に基づき、大分県の臨時的任用職員として任用されるに当たり、下記の勤務条件に同意します。

なお、任用後においては、県民の奉仕者としての立場を深く自覚し、県職員としての品位を保持するとともに、上司の職務上の命令及び職務上の秘密守ることに忠実に従い、職務遂行に全力を尽くすことを誓います。

三

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 任用期間 | 年 月 日から 年 月 日までとする。 |
| 2 | 勤務課所名 | 勤務とする。 |
| 3 | 職給 | <p>臨時的就用職員（ ）とする。</p> <p>(1) 給与は日給とし、出勤日数に応じて支給する。</p> <p>(2) 日給額は 円とする。</p> <p>(任期中途中で日給額が改定されることがある。)</p> |
| 4 | 手当 | <p>(1) 時間外勤務手当及び休日勤務手当は、日給の増給として支給する。</p> <p>(2) その他の手当は一切支給しない。</p> |
| 5 | 社会保険 | 法令の定めるところによる。 |
| 6 | 勤務時間 | 正規職員に準ずる。 |
| 7 | 勤務時間等 | 正規模職員に準ずる。 |
| 8 | 休暇 | 正規職員に準ずる。 |
| 9 | | 正規模職員に準ずる。 |

年 月 日

大分県知事

氏名

平成三十年三月三十日

大分県報号外（訓令甲）

第 9 号様式の 2（第 8 条の 2 関係）

退 職 願

大分県知事

殿

(所 属 名)
(氏 名)

私は、下記の理由により 年 月 日付けで退職したいのでお願いします。

記

(退職の理由)

年 月 日

氏名

印

注 退職希望日の 2 週間前に提出できなかった場合は、その理由を付記すること。

第 9 号様式の 3（第 8 条の 2 関係）

臨時的任用職員退職内申書

第 年 月 日 号

部局長

殿

所 属 長

印

臨時的任用職員から退職の願い出があり、職務を免じたいので、関係書類を添えて内申します。

退 職 者	業 務 内 容	任用期間	退職年月日
		年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日
		年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日
		年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日

※添付書類

- ☐ 退職願
☐ その他 ()

注 任用期間の欄は、任用期間が延長又は更新された場合は、任用の日から延長又は更新後の任用期間の末日までの期間を記入すること。

第十号様式中「臨時職員令」を「臨時的任用職員令」に、「事務補助、試験研究補助」を「事務、試験研究」に、「××号台風災害対応、産育体代替、〇〇調査集計補助」を「産育体代替、病体代替」に、「採用内申書」を「任用内申書」に、「うえ」を「上」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。
(振興局長の総括調整に関する規程の一部改正)
- 2 振興局長の総括調整に関する規程（平成六年大分県訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。
第一条中「臨時的任用職員の管理に関する規程（昭和三十七年大分県訓令甲第十四号）及び」を削る。